

# 沖縄県立西原高等学校 部活動に係る活動方針

## 部活動基本方針

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」に則り、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

○知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動において、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。文化部活動において、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校の生活を送ることが出来るようにする。

○生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

## 1 適切な運営のために

- (1) 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適切な数の部活動を設置する。
- (2) 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

- (1) 適切な指導の実施
  - ・校長、顧問及び指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - ・部活動の部顧問及び指導者は、種目の特性を踏まえたトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
  - ・専門的知見を有する保健体育担当の教師と養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (2) 部活動用指導手引の普及活用  
運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導の手引、文化部顧問は、関係団体等が作成する指導の手引きを活用して、適切に指導を行う。

## 3 部活動の休養日の設定及び活動時間

- (1) 学期中の休養日  
週当たり1日以上休養日を設ける。  
※週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。  
※休養日については、各部活動で設定する。
- (2) 長期休業中の休養日  
休養日の設定は、学期中に準ずる。  
ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 活動時間（準備・片付けは含まない）  
平日：2時間程度  
休業日等：3時間程度
- (4) その他  
※練習場所の確保等、やむを得ず活動時間外に活動する場合、校長の許可を得る。

#### 4 部活動環境の整備

- (1) 学校は、生徒の部活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域における部活動の環境整備を進める。
- (2) 学校は、部活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下、こうした取組を推進することについて、保護者へ本方針を周知し、理解と協力を促す。

#### 5 その他

- 部顧問会は、必要に応じて行う。
- 部費については、適正に執行し、厳正に取り扱う。